

規格番号

E 011-19

## 高輝度蓄光式誘導標識の認定実施細目



(一般財団法人日本消防設備安全センター 発行)

## ○ 高輝度蓄光式誘導標識の認定実施細目

この実施細目は、高輝度蓄光式誘導標識の認定を行うに際し、消防用設備等認定細則（以下「細則」という。）を補足するものである。

（型式認定等の範囲）

- 1 型式認定等の範囲は、次による。
  - (1) 細則第3条の型式認定、細則第7条の型式変更認定、細則第10条の軽補正及び細則第11条の性能確認の範囲は、表1による。
  - (2) 表1に規定する軽補正以外の軽微な変更は、届出とし、当該届出の様式は、細則別記様式第7号に準ずる。

（設備等基本設計事項資料）

- 2 細則第3条第1項第4号の設備等基本設計事項資料は、次による。
  - (1) 製品の材質、構造、組成及び製造方法に関する説明書
  - (2) 製品の取扱、設置及び施工要領に関する説明書
  - (3) 製品の点検に関する説明書

（設備等明細書）

- 3 細則第3条第1項第5号の設備等明細書は、様式1号による。

（試験品質計画書）

- 4 細則第3条第1項第6号ウの試験品質計画書は、様式2号による。

（指定試験設備）

- 5 細則第4条第1項及び細則第15条第1項第1号の指定試験設備は、表2による。

（型式認定等の試験方法等）

- 6 細則第6条の型式認定（細則第7条第4項で準用する型式変更認定を含む。）の試験項目、試験方法及び試験試料等は、次による。
  - (1) 試験項目及び試験試料は、表3により行う。
  - (2) 試験は、表3の試料全数について行う。
  - (3) 試験の結果は、様式3号の型式試験記録表に記入する。

（サーベイランス及び個別認定の検査方法等）

- 7 細則第15条第2項のサーベイランス及び細則19条第7項の個別認定の検査項目、検査方法及び試料等は、次による。

- (1) 検査項目及び試料は、表 3 により行う。
- (2) 検査は、表 4 を用いた抜取検査により行う。
- (3) 全ての型式を一括抜取とすることができ、一括抜取検査を希望するときは、様式 4 号により申請する。

なお、一括抜取検査とした型式は、以降の検査において別のロットとすることができない。

- (4) 検査の結果は、様式 5 号の個別検査記録表に記入する。
- (5) 抜取検査における欠点は、表 5 による。

(申請書類の返還等)

- 8 型式認定を行ったときは、様式第 6 号の認定附属書を添付する。

#### 附 則

この実施細目は、平成 18 年 5 月 11 日から実施する。

#### 附 則

この実施細目は、平成 26 年 8 月 29 日から実施する。

附 則（令和元年 10 月 1 日消安セ規程第 15 号：工業標準化法一部改正関係）抄

この規程は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

第 2 項第 3 号 別表（略）のうちの関係規程等（認定関係）及び（性能評定関係）のうち、品目ごとに定める実施細目の一部を次のとおり改正する。（略）

表 1

## 型式認定、型式変更認定、性能確認及び軽補正の範囲

型 式 認 定	型式変更認定	性 能 確 認	軽 補 正
1 次に掲げる表示面の材質が異なるもの (1) 合成樹脂製のシート又は板 (2) 陶磁器質タイル (3) 高硬度石英成形板 (4) ガラス成形板 (5) その他の材質  2 平均輝度が異なるもの  3 誘導灯及び誘導標識の基準（平成 11 年消防庁告示第 2 号）第 5（構造及び性能）第 3 項第 5 号のただし書きに規定する同号前段の寸法と異なる寸法の高輝度蓄光式誘導標識  4 表示面保護の有無	1 誘導標識の区分* <sup>1</sup> の変更又は追加  2 性能に影響する組成の変更	1 設置環境* <sup>2</sup> を追加する変更  2 設置場所* <sup>3</sup> を追加する変更	1 表示面の平均輝度又は発光色が区分範囲内で、設計値を変える変更  2 義務表示事項に係る変更  3 寸法公差の変更  4 性能に影響しない組成の変更  5 設置及び施工要領の変更  6 点検に関する事項の変更
その他消防用設備等認定委員会が指定するもの			

注 \* 1 次に掲げる「区分」をいう

区 分	励 起 照 度	20 分後の表示面輝度
S200	常用光源蛍光ランプ D <sub>65</sub> により 照度 200 Lx を 20 分間照射	250 mcd/m <sup>2</sup> 以上
A200		200 mcd/m <sup>2</sup> 以上
B200		150 mcd/m <sup>2</sup> 以上
C200		100 mcd/m <sup>2</sup> 以上
S100	常用光源蛍光ランプ D <sub>65</sub> により 照度 100 Lx を 20 分間照射	200 mcd/m <sup>2</sup> 以上
A100		150 mcd/m <sup>2</sup> 以上
B100		100 mcd/m <sup>2</sup> 以上
S50	常用光源蛍光ランプ D <sub>65</sub> により 照度 50 Lx を 20 分間照射	128 mcd/m <sup>2</sup> 以上
A50		100 mcd/m <sup>2</sup> 以上

\* 2 屋内用又は屋外用若しくは屋内・屋外兼用の別をいう。

\* 3 床用又は壁用（床面から 1 m 未満・以上に区分）若しくは床・壁兼用の別をいう。

表 2

## 指 定 試 験 設 備

品 名	仕様	数量	備考
関係法令・規程	設備等技術基準、試験基準及び判定基準、関係 J I S (産業標準化法 (昭和 24 年法律第 185 号) 第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)	1 式	○
乱 数 表	JIS Z 9031	1 部	○
乾 湿 球 温 度 計		1 個	○
寸 法 測 定 器	ノギス、直尺、巻尺	1 個	○
ストップウォッチ	1/10 秒計	2 個	○
磨 耗 試 験 装 置	JIS A 1451 (建築材料及び建築構成部分の磨耗試験方法) 又は JIS Z 9107 (安全標識板) に規定する試験装置	1 式	
耐 水 性 試 験 装 置	耐水性試験装置	1 式	
耐 候 性 試 験 装 置	JIS B 7753 (サンシャインカーボンアーク灯式耐光性及び耐候性試験機) に規定する SW 形サンシャインカーボンアーク灯式促進耐候性試験装置又は DW 型サンシャインカーボンアーク灯式デューサイクル促進耐候性試験装置若しくは JIS B 7754 (キセノンアークランプ式耐光性及び耐候性試験機) に規定するキセノンアークランプ式促進耐候性試験装置	1 式	
耐 燃 性 試 験 装 置	JIS K 7201-1 (プラスチック-酸素指数による燃焼性の試験方法-第 1 部) 及び JIS K 7201-2 (プラスチック-酸素指数による燃焼性の試験方法-第 2 部) に規定する耐燃性試験装置	1 式	
耐 薬 品 性 試 験 装 置	JIS A 5209 (陶磁器質タイル) に規定する耐薬品性試験装置	1 式	
曲 げ 試 験 装 置	JIS A 1509-4 (陶磁器質タイル試験方法第 4 部: 曲げ破壊荷重及び強度の測定方法) に規定する曲げ試験装置	1 式	
すべり抵抗試験装置	JIS A 1454 (高分子系張り床材試験方法) に規定する試験装置	1 式	
耐凍結融解性試験装置	JIS A 5422 (室素系サイディング) の気中凍結水中融解試験装置	1 式	
耐汚染性試験器具等	スポイト、時計皿、汚染物質	1 式	
輝 度 測 定 装 置	JIS Z 8716 (表面色の比較に用いる常用光源蛍光ランプ D <sub>65</sub> -形式及び性能) に規定する常用光源蛍光ランプ、照度計、輝度計、その他の装置	1 式	○
発 光 色 測 定 器	JIS K 0120 (蛍光光度分析通則) に規定する分光蛍光光度計	1 式	○

(注) 1 試験装置は、標準的な品目を示したものであり、これと異なる場合は、試験品質計画書等に明記する。

2 備考欄中○印を付した設備は、サーベイランスを受ける場合にも使用する。

3 試験(検査)を ISO/IEC 17025 の認定を取得した試験所等に委託する場合の試験設備は、保有することを要しない。

4 型式試験のみに用いる試験設備で、自社が保有しない場合は、試験設備明細書(細則別記様式第 3 号)の「備考」欄に明記する。

表 3

## 型式認定等及び個別認定等の試験項目

試験項目 (検査項目)		型式認定 型式変更認定 性能確認	サーベイランス 個別認定
外観・構造・形状・寸法試験* <sup>1</sup>		3	○
耐摩耗性試験		3	—
耐水性試験		3	—
耐候性試験		3	—
耐燃性試験		3	—
耐薬品性試験	耐アルカリ性、	3	—
	耐酸性	3	—
曲げ試験* <sup>2</sup>		3	—
すべり抵抗試験* <sup>3</sup>		3	—
耐凍結融解性試験		3	—
耐汚染性試験	口紅	3	—
	墨汁	3	—
	しょうゆ	3	—
輝度試験* <sup>1</sup>		3	◎
発光色試験* <sup>1</sup>		3	◎* <sup>4</sup>
表示試験		1	○

注 1： 数値は、試料数（個・片・組）を示す。

2： ○印は、表 4 に規定する通常検査数、◎印は、同表に規定する特別試料検査数を示す。

3： 試験を ISO/IEC 17025 の認定を取得した試験所等に委託した場合は、試験報告書とすることができる。

4： \*<sup>1</sup>は、輝度試験、発光色試験及び表示試験と共通試料とすることができる。

5： \*<sup>2</sup>は、陶磁器質タイル、高硬度石英成形板、ガラス成形板及びその他の材質で可とう性を有しない材質に適用する。

6： \*<sup>3</sup>は、要求性能から選択することができる。

7： \*<sup>4</sup>は、発光原材料提供者の発行する発光色成績書に変わることができる。

8： 表 1 の型式認定欄 3、共通試料とすることができる。

9： 型式変更認定及び性能確認試験の試験項目は、変更する内容により表に規定する試験項目の一部を省略することができる。

10： 一の型式中に複数の型式区分が存する場合は、外観・構造・形状・寸法・表示試験及び輝度試験を除く試験項目を共通とすることができる。

11： 型式認定、型式変更認定及び性能確認の申請時に添付する社内試験記録は、外観・構造・形状・寸法・表示試験及び輝度試験のみとすることができる。

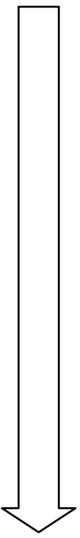
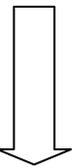
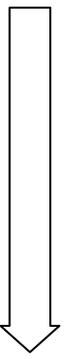
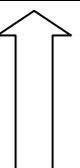
12： 2以上の型式を同一日に試験する場合は、共通する試験を省略することができる。

13： サーベイランス及び個別認定において試験設備の機能に異常がある場合又は検査途中で故障が生じ、所定の時間内に検査が終了する見込みがないと判断される場合は、検査を打ち切る。この場合においてロットの合否の判定は、補正とする。

表 4 (その1)

抜 取 検 査 の 方 法

(初回検査用)

ロットの 大 き さ	通 常 検 査						特 別 試 料 検 査							
	試大 料 の 大 き さ	第 1 欠点		第 2 欠点		第 3 欠点		試大 料 の 大 き さ	第 1 欠点		第 2 欠点		第 3 欠点	
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re
2～8	2							2	0 1		0 1		1 2	
9～15	2			0 1										
16～25	3			0 1										
26～50	5					1 2								
51～90	5			1 2		2 3								
91～150	8					2 3								
151～280	13	0 1	1 2	3 4	3	0 1	0 1	1 2						
281～500	20			5 6		0 1	0 1	1 2						
501 ～1,200	32			7 8		5	0 1	1 2	2 3					
1,201 ～3,200	50	1 2	5 6	10 11	8	1 2		2 3		3 4				
3,201 ～10,000	80	2 3	7 8	14 15										
10,001 ～35,000	125	3 4	10 11	21 22										

 = 矢印の下方の最初の抜取方式を用いる。

 = 矢印の上方の最初の抜取方式を用いる。

試料の大きさがロットの大きさ以上になれば全数検査となる。

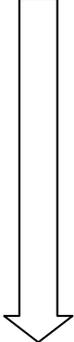
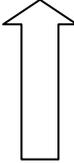
Ac=合格判定個数 Re=補正判定個数

ロットの合否の判定は、不良数が Ac 以下のときは合格とし、Re 以上のときは補正とする。

表 4 (その2)

抜 取 検 査 の 方 法

(補正検査用)

ロットの 大 き さ	通 常 検 査						特 別 試 料 検 査							
	試大 料大 きの さ	第1欠点		第2欠点		第3欠点		試大 料大 きの さ	第1欠点		第2欠点		第3欠点	
		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re		Ac	Re	Ac	Re	Ac	Re
2~8	2							3	0	1	0	1	0	1
9~15	3			0 1										
16~25	5					1 2								
26~50	8					2 3								
51~90	13	0 1		1 2		3 4								
91~150	20			2 3		5 6								
151~280	32			3 4		7 8		5	0	1	1	2	2	3
281~500	50	1 2		5 6		10 11								
501 ~1,200	80	2 3		7 8		14 15		8	1	2	2	3	3	4
1,201 ~3,200	125	3 4		10 11		21 22		13	2	3	3	4	4	5
3,201 ~10,000	200	5 6		14 15										
10,001 ~35,000	315	7 8		21 22										

 = 矢印の下方の最初の抜取方式を用いる。

 = 矢印の上方の最初の抜取方式を用いる。

試料の大きさがロットの大きさ以上になれば全数検査となる。

Ac=合格判定個数 Re=不合格判定個数

ロットの合否の判定は、不良数が Ac 以下のときは合格とし、Re 以上のときは不合格とする。

表5

## 検査項目別の欠点

項目	第1欠点	第2欠点	第3欠点
外観・構造・ 形状・寸法・ 表示	無届の形状、構造、 寸法又は材質の変更	1 義務表示事項の脱落  2 機能に影響のある亀 裂、変形又は仕上げ不良	1 義務表示事項の誤り、 抜け、判読困難、ラベル 等の剥離  2 寸法公差のはずれ  3 使用上支障のない変 形、仕上げ不良
機能	20分後の輝度が基 準値を満たさない。		20分後の輝度が設計 値を満たさない。

様式 1 号

高輝度蓄光式誘導標識の明細書

申請者 \_\_\_\_\_

項 目		明 細			
型 式 記 号					
設 置 環 境		屋内用	屋外用	屋内・屋外兼用	
設 置 場 所		床用	壁用 (1 m未満/1 m以上)	床・壁用 (1 m未満/1 m以上)	
標 識 区 分					
材 質					
表示面の保護		有 (材質・方法) 無			
寸 法		長辺・横 (mm)	短辺・縦 (mm)	厚 (mm)	
性 能	耐 摩 耗 性	該当		非該当	
	耐 水 性	該当		非該当	
	耐 候 性	該当		非該当	
	耐 燃 性	該当		非該当	
	耐 薬 品 性	該当			
	曲げ破壊荷重	該当		非該当	
	すべり抵抗	該当		非該当	
	耐凍結融解性	該当		非該当	
	耐汚染性	該当		非該当	
	輝 度	標識区分	励起照度	20 分後輝度	60 分後輝度
		200 Lx・20 分間	mcd/m <sup>2</sup>	mcd/m <sup>2</sup>	
		100 Lx・20 分間	mcd/m <sup>2</sup>	mcd/m <sup>2</sup>	
		50 Lx・20 分間	mcd/m <sup>2</sup>	mcd/m <sup>2</sup>	
発 光 色		ピーク波長 nm			
備 考					

様式 2号 試験品質計画書

試験品目の管理	試験の方法	試験結果のチェック					
試験を実施する職員		報告書					
施設及び環境	設備及び標準物質	計量トレーサビリティと校正					
		申請者			一般財団法人日本消防設備安全センター		
		作成	審査	承認	受付	確認	承認

様式 3号

高輝度蓄光式誘導標識 型式（社内・立会）試験記録		試験日	年 月 日		試験場所	
		検査条件	開始時	終了時		
申請者		天 候			立会者	
型式記号		温 度			実施者	
標識区分		湿 度				
試料番号			1	2	3	
試験項目		基準値（設計値）	試験結果	試験結果	試験結果	
外観・構造・形状・ 寸法試験						
耐 摩 耗 性 試 験	外 観					
	輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /				
		B /				
	C /					
耐 水 性 試 験	外 観					
	輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /				
		B /				
	C /					
耐 候 性 試 験	外 観					
	輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /				
		B /				
	C /					
耐燃性試験		酸素指数 26 以上				
耐 薬 品 性 試 験	耐 ア ル カ リ 性	外 観				
		輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /			
			B /			
		C /				
	耐 酸 性	外 観				
		輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /			
B /						
	C /					
曲 げ 試 験		曲げ破壊荷重 1080 N 以上				
す べ り 抵 抗 試 験	乾 燥	CSR				
	粒 子	CSR				
	水粒子	CSR				
	食用油	CSR				

試料番号		1	2	3		
試験項目		基準値（設計値）	試験結果	試験結果		
耐凍結融解性試験	外観					
	輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /				
		B /				
C /						
耐汚染性試験	口紅	外観				
		輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /			
			B /			
	C /					
	墨汁	外観				
		輝度* mcd/m <sup>2</sup>	A /			
			B /			
	C /					
	しょうゆ	外観				
輝度* mcd/m <sup>2</sup>		A /				
		B /				
	C /					
輝度試験 mcd/m <sup>2</sup>		A /				
		B /				
		C /				
発光色試験		ピーク波長 nm				
表示試験						
備考		認定番号				
		消防用設備等 認定委員会	判定	合格	補正	不合格
			年月日	年 月 日		
			委員長	印		
		防火安全機器等 専門委員会	判定	良	保留	否
			年月日	年 月 日		
			委員長	印		
実施者	判定	良	保留	否		

\* 表中「輝度」の / mcd/m<sup>2</sup>は、左に20分後、右に60分後の数値を記入する。

# 一括抜取申請書

年 月 日

一般財団法人日本消防設備安全センター

理事長 殿

申請者

住所

法人の名称

代表者の役職及び氏名

電話番号

下記の型式について、認定番号（ ）と一括して個別検査を  
希望しますので、申請します。

記

設備等の種別	
認定番号	号
型式記号	
一括抜取り検査 開始希望日	年 月 日

様式 5号

個別（立会・社内）検査記録表				判定	合格	補正	不合格	検査年月日			年 月 日			申請者							
高輝度蓄光式誘導標識	型式別	区分	記号	番号	受検数	受検総数		ロット番号			検査条件		開始時	終了時	実施者		印				
												天候									印
													温度	℃	℃	立会者		印			
													湿度	%	%	受検場所					
検査項目		設計（基準）値			試料・抜取番号 抜取番号の( )内には、型式区分を記入する。																
		型式区分			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15		
		A	B	C	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
外観等	表示				良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	良否	
	仕上り状況																				
寸法	長辺・横 mm																				
	短辺・縦 mm																				
	厚 mm																				
表示面輝度	20分後 mcd/m <sup>2</sup>																				
	60分後 mcd/m <sup>2</sup>																				
発光色	ピーク波長 nm																				
特記事項																					

様式 6 号

高輝度蓄光式誘導標識の型式認定附属書

項 目		内 容			
申 請 者	所 在 地				
	名 称				
	代 表 者				
型 式 記 号					
認 定 番 号					
認 定 日					
設 置 環 境					
設 置 場 所					
標 識 区 分					
機 能 評 価 項 目	耐 摩 耗 性				
	耐 水 性				
	耐 候 性				
	耐 燃 性				
	耐 薬 品 性				
	曲げ破壊荷重				
	すべり抵抗	乾 燥 状 態 ( )			
		粒 子 分 散 ( )			
		食 用 油 ( )			
		水・粒子分散 ( )			
	耐凍結融解性				
	耐 汚 染 性				
	表 示 面 輝 度	標識区分	励起照度	20 分後輝度 mcd/m <sup>2</sup>	60 分後輝度 mcd/m <sup>2</sup>
		200 Lx 20 分間			
		100 Lx 20 分間			
		50 Lx 20 分間			
発 光 色	ピーク波長 nm				

一般財団法人日本消防設備安全センター